

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 24 - (2)	防災関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 地域防災計画は、合併時までに暫定防災計画を作成し、新市において速やかに策定する。

所管部会・分科会	総務部会 総務分科会
----------	------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
地域防災計画及び防災会議				
【酒田市地域防災計画】 ・平成14年9月全面改訂 風水害対策編 震災対策編 第1編 風水害等共通対策編 第1編 震災対策編 第1章 総則 第1章 総則 第2章 災害予防計画 第2章 災害予防計画 第3章 災害応急対策 第3章 災害応急対策 第4章 災害復旧計画 第4章 災害復旧計画 第2編 個別災害対策編 第1章 水防対策計画 第2章 火山災害対策計画 第3章 雪害対策計画 第4章 海上災害対策計画 第5章 航空事故災害対策計画 第6章 鉄道事故災害対策計画 第7章 道路事故災害対策計画 第8章 林野火災対策計画 第9章 風害対策計画	【八幡町地域防災計画】 ・平成16年3月全面改訂 第1編 総則 第1章 総則 第2章 防災アセスメント 第3章 防災ビジョン 第2編 災害予防対策計画 第3編 災害応急対策計画 第1章 緊急対策 第2章 応急対策 第4編 災害復旧計画 第5編 地震対策計画 第1章 予想される被害等の状況 第2章 災害予防対策計画 第3章 災害応急対策計画 第4章 災害復旧計画	【松山町地域防災計画】 ・平成10年3月全面改訂 第1編 総則 第1章 総則 第2章 防災アセスメント 第3章 防災ビジョン 第2編 災害予防対策計画 第3編 災害応急対策計画 第1章 緊急対策 第2章 応急対策 第4編 災害復旧計画 第5編 地震対策計画 第1章 予想される災害等の状況 第2章 災害予防対策計画 第3章 災害応急対策計画 第4章 災害復旧計画 資料編	【平田町地域防災計画】 ・平成15年5月全面改訂 第1編 総則 第1章 総則 第2章 防災アセスメント 第3章 防災ビジョン 第4章 防災関係機関の事務又は事務の大綱 第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第2章 災害応急計画 第3章 災害復旧・復興計画 第3編 震災対策編 第1章 災害予防計画 第2章 災害応急計画 第3章 災害復旧・復興計画 第4編 個別災害対策編 第1章 雪害対策水防対策計画 第2章 道路災害対策 第3章 鉄道災害対策 第4章 航空災害対策	地域防災計画は、合併時までに暫定防災計画を作成し、新市において速やかに策定する。
【酒田市防災会議】 ・委員定数 条例 現行 (1) 県で任命する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 9名 8名 (2) 県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 2名 2名 (3) 県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1名 1名 (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 10名 14名 (5) 酒田市教育委員会教育長 1名 1名 (6) 酒田地区消防組合消防長 1名 1名 (7) 酒田市消防団長 1名 1名 (8) 指定金融機関又は指定地方公共機関及び其の他関係職員のうちから市長が任命する者 20名 18名	【八幡町防災会議】 ・指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 ・山形県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 ・山形県警察の警察官のうちから町長が任命する者 ・町長がその部内の職員のうちから指名する者 ・八幡町教育委員会教育長 ・消防団長及び酒田地区消防組合消防長 ・指定公共機関又は、指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者	【松山町防災会議】 ・委員定数 条例 現行 (1) 県で任命する指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 4名 4名 (2) 県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 3名 3名 (3) 県警察の警察官のうちから町長が任命する者 1名 1名 (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 12名 9名 (5) 松山町教育委員会教育長 1名 1名 (6) 酒田地区消防組合消防長及び消防団長 1名 1名 (7) 指定金融機関又は指定地方公共機関及び其の他関係職員のうちから町長が任命する者 5名 5名	【平田松山町防災会議】 ・委員定数 条例 現行 (1) 県で任命する指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 3名 3名 (2) 県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 3名 3名 (3) 県警察の警察官のうちから町長が任命する者 1名 1名 (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 11名 11名 (5) 平田町教育委員会教育長 1名 1名 (6) 酒田地区消防組合消防長及び消防団長 1名 1名 (7) 指定金融機関又は指定地方公共機関及び其の他関係職員のうちから町長が任命する者 5名 5名	

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(2)	防災関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(2) 防災行政無線については、現行のものを活用する。各世帯に配付されている戸別受信機は、現状のものを新市に引き継ぎ、合併後新市において新たなシステム等について検討する。 (3) 自主防災組織については、新市においても組織化の推進を図る。

所管部会・分科会	総務部会 総務分科会
----------	------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
防災行政無線				
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線(61.895MHz・69.72MHz) 災害時及び防災時における住民への緊急連絡や防災情報を迅速かつ的確に伝達することを目的に整備をした。 移動系防災行政無線(407.3125MHz) 災害時や平常時において、的確な地区情報の把握や業務指示を迅速に伝達することを目的に整備した。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線の整備 平成6～7年度防災まちづくり事業(122,708千円) <ul style="list-style-type: none"> 6年度:基地局、大森山中継局、拡声子局10箇所を整備 7年度:拡声子局17箇所、戸別受信機21箇所を整備 平成9年度緊急防災基盤整備事業(46,145千円) <ul style="list-style-type: none"> 拡声子局14箇所 移動系防災行政無線の整備 昭和59～平成5年度単独整備分 車載型1台、可搬型1台、携帯型12台を整備 平成6年度消防防災施設整備補助金(8,479千円) 基地局、大森山中継局、車載型5台、可搬型3台、携帯型7台を整備 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線(60.995MHz・69.765MHz) 災害時及び防災時における住民への緊急連絡や防災情報を迅速かつ的確に伝達することを目的に整備をした。 移動系防災行政無線(466.225MHz) 災害時や平常時において、的確な地区情報の把握や業務指示を迅速に伝達することを目的に整備した。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線の整備 平成7年度農業構造改善事業(265,920千円) 親局、親局代行、中継局、遠隔制御局2箇所 拡声子局23箇所、戸別受信機1,930台を整備 移動系防災行政無線の整備 主制御装置、中継局、遠隔制御装置2箇所、車載型7台、携帯型12台 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線(69.48MHz) 災害時及び防災時における住民への緊急連絡や防災情報を迅速かつ的確に伝達することを目的に整備をした。 移動系防災行政無線(466.30MHz) 災害時や平常時において、的確な地区情報の把握や業務指示を迅速に伝達することを目的に整備した。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線の整備 平成8～9年度農林水産省補助事業(167,000千円) <ul style="list-style-type: none"> 親局、拡声子局23箇所、酒消1、農協1 戸別受信機 約1,560 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線(69.150MHz・411.475MHz) 災害時及び防災時における住民への緊急連絡や防災情報を迅速かつ的確に伝達することを目的に整備をした。遠隔操作端末を酒田地区消防組合本部内に設置して、火災放送等の緊急放送体制を確保している。 移動系防災行政無線(466.2875MHz) 災害時や平常時において、的確な地区情報の把握や業務指示を迅速に伝達することを目的に整備した。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線の整備 平成9～10年度総合情報施設整備事業(232,244千円)+平成10年度防災行政無線整備事業(町単独:12,382千円) <ul style="list-style-type: none"> 9年度:親局1局、遠隔制御1局、屋外拡声子局23箇所、戸別受信機745台を整備 10年度:拡声子局1箇所、戸別受信機1,351台 	<p>防災行政無線については、現行のものを活用する。各世帯に配付されている戸別受信機は、現状のものを新市に引き継ぎ、合併後新市において新たなシステム等について検討する。</p>
その他消防・防災組織				
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内23の地区単位で設立されている自主防災会の統括団体である自主防災協議会への指導・助言。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会務への支援(先進地視察先の選定や防災講演会の講師選定等への助言) 会報編集への協力 <p>【名称】 酒田市自主防災協議会</p> <p>【団体の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害から市民の生命と財産を守るため、地域における自主防災活動を推進するとともに、防災に関する知識の普及、情報の提供、意識の高揚を図ることを目的とする。 <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 先進地視察、防災講演会の実施、婦人防火リーダー研修、会報の発行 <p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会長1名、副会長3名、理事23名、監事2名 <p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒田市補助金交付要綱に基づき、1/2補助 補助金名:酒田市自主防災協議会補助金 	<p>八幡町自主防災組織等防災資機材整備補助金交付規程</p> <ol style="list-style-type: none"> 目的 自主防災組織の育成及びその活動の推進を図るため防災資機材を整備し、防災訓練等を実施する区に対し交付する。 補助の対象 (1)情報連絡用具 ハンドマイク・ラジオ等 (2)消火用具等 消火器・格納箱等 (3)救護用具 担架・救急医療セット等 (4)避難用具 ライト・腕章等 (5)救助用具 はしご・ロープ等 (6)給食給水用具 炊出釜・燃料等 補助金の額 整備費の2分の1、年20万円を限度とする。 <p>自主防災組織 8地区</p>	<p>自主防災組織 43自治会 補助等特になし</p>	<p>【平田町消防友の会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会員 22名 年会費 1,000円 活動 消防活動の啓発 消防団最高幹部OB対象 	<p>自主防災組織については、新市においても組織化の推進を図る。</p>

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 24 - (2)	防災関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(4) 災害時の相互応援協定等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (5) 山岳遭難対策委員会については、合併時に一本化する。

所管部会・分科会	総務部会 総務分科会
----------	------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
災害時の相互応援支援協定				
【災害援助協定】 ・大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定(県内44市町村) H7.11.20 ・酒田市と北区との災害時における相互援助協定(東京都北区) H7.10.21 ・酒田市と武蔵野市との災害援助協定(東京都武蔵野市) H7.10.23 ・本荘市・湯沢市・新庄市及び酒田市における災害援助協定 H9.2.13 ・災害時における酒田市内郵便局、酒田市間の協力に関する覚書 H9.9.17 ・酒田簡易保険総合センターと酒田市との災害時における協力協定 H13.11.26 ・酒田市と県生活協同組合県生活協同組合との災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定 H14.5.29 ・酒田市と山形県葬祭業協同組合との災害時における棺等葬祭用品の確保に関する協定 H15.1.31	【災害援助協定】 ・大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定(県内44市町村) H7.11.20	【災害援助協定】 ・大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定(県内44市町村) H7.11.20	【災害援助協定】 ・大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定(県内44市町村) H7.11.20	災害時の相互応援協定等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
山岳遭難対策				
該当なし	鳥海山麓遭難対策委員会 【目的】 鳥海山ろくにおける遭難者の捜索及び救護その他の事故に対し、必要な対策を行うことを以て目的とする。 【事務局】 事務所を役場総務課内に置き事務局を設け、兼務職員若干名を置く。 【編成】 八幡町消防団員、八幡町山岳会員その他の団体から町長の委嘱するもの及び酒田警察署員。 【役員】 委員長1名(町長) 副委員長(助役) 委員若干名 【出動】 遭難及びその他の事故により捜索救護を必要とし警察署長及び被災者家族等の要請があった場合委員会の協議により委員長の捜索救援隊出動命令に基づき出動するものとする。但し、委員長は緊急を要する事件と判断した時は、委員会の協議をまたず出動を命ずることができる。 【捜索隊】 ・捜索隊の任期は3年 ・隊員は約40名 【日当等】 ・日当 夏期 20,000円 冬期 28,000円(4時間以上) 夏期 10,000円 冬期 14,000円(4時間未満) 悪天候等は30%割増 ・宿泊料 実費 ・食費、交通費 1,500円 ・装備損料 2,000円 ・その他 実費 ・保険料 実費 ・日当等は依頼者負担	該当なし	【目的】 平田町内における山岳遭難者の捜索と救助を行い、事故防止を図る。 【組織】 会長(町長)以下委員12名	山岳遭難対策委員会については、合併時に一本化する。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 24 - (2)	防災関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(6) 水難救助員及び救難所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会 総務部会 総務分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																										
水難救助員																																														
<p>【目的】 水難救護法の規定に基づき、遭難船舶の救護のため、水難救助員を置く。</p> <p>【救難所】 【救難倉庫】 ・酒田救難所 ・酒田救難倉庫(南新町二丁目6-9) ・宮海救難所 ・宮海救難倉庫(宮海字村東16) ・袖浦救難所 ・宮野浦救難倉庫(宮野浦三丁目78-1) ・飛島救難所 ・十里塚救難倉庫(十里塚字高砂子44) ・浜中救難倉庫(浜中字上村61) ・飛島救難倉庫(飛島字勝浦)</p> <p>【救難所の組織】 所長 - 副所長 - 救助長 - 副救助長 - 救助員</p> <p>【救難所の定員】(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所長</th> <th>副所長</th> <th>救助長</th> <th>副救助長</th> <th>救助員</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・酒田救難所</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>18</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>・宮海救難所</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>16</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>・袖浦救難所</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>24</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>・飛島救難所</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>23</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>81</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>【救助員の報酬】 ・所長 年額: 53,000円 ・副所長 年額: 41,000円 ・救助長 年額: 32,000円 ・副救助長 年額: 25,000円 ・救助員 年額: 17,000円</p> <p>【出勤費用弁償】 ・出場 1回: 1,100円 4時間超の場合 1回: 2,200円 ・訓練 1回: 1,100円 4時間超の場合 1回: 2,200円 ・警戒 1回: 1,100円 4時間超の場合 1回: 2,200円</p>		所長	副所長	救助長	副救助長	救助員	合計	・酒田救難所	1	1	1	1	18	22	・宮海救難所	1	1	1	1	16	20	・袖浦救難所	1	1	1	3	24	30	・飛島救難所	1	1	1	2	23	28	合 計	4	4	4	7	81	100	該当なし	該当なし	該当なし	水難救助員及び救難所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
	所長	副所長	救助長	副救助長	救助員	合計																																								
・酒田救難所	1	1	1	1	18	22																																								
・宮海救難所	1	1	1	1	16	20																																								
・袖浦救難所	1	1	1	3	24	30																																								
・飛島救難所	1	1	1	2	23	28																																								
合 計	4	4	4	7	81	100																																								